

令和8年度第6回

西ノ島町職員採用試験受験案内

西ノ島町役場 総務課 人事職員係
〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

採用予定日 令和9年4月1日（木）

申込期間 令和8年9月28日（月）～10月12日（月）

一次試験 令和8年10月5日（月）～10月18日（日）

二次試験 令和8年11月8日（日）

申込方法は、専用サイト <https://public-connect.jp/employer/91302>
（パブリックコネクト）にアクセスしてお申込みください。



（※インターネットを利用できない等の事情がある方は、西ノ島町役場総務課へ電話でお問い合わせください。）

1. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分	採用予定人数	職務内容
高卒程度	一般事務	1名程度	一般事務に従事
	土木技師	1名程度	土木技師業務に従事
専門職	社会福祉士	1名程度	社会福祉士業務に従事
	保健師	1名程度	保健師業務に従事

2. 受験資格

(1) 次の受験資格を有する人が受験できます。

試験の種目	試験区分	受験資格
高卒程度	一般事務	令和9年4月1日時点で34歳以下の人で、学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人
	土木技師	
資格免許職	社会福祉士 保健師	令和9年4月1日時点で34歳以下の人で、当該資格を有する人又は令和9年3月末日までに取得見込の人

(2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 日本の国籍を有しない人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

区分	試験内容	試験日	試験地及び会場	合格発表
1次試験	<u>総合適性検査</u> (SCOA 基礎能力)、(パーソナリティ)	<u>令和8年10月5日(月)～</u> <u>令和8年10月18日(日)</u> 受験者自身で受験日時、会場を予約してください。	全国約350カ所のテストセンター会場	<u>10月下旬</u>
2次試験	<u>人物試験</u> (面接)	<u>令和8年11月8日(日)</u>	<u>松江市内</u> 又は <u>西ノ島町内</u> (予定)	<u>11月中旬頃</u> ※西ノ島町役場前 掲示板に掲示する ほか受験者に通知 します。

※2次試験は、1次試験合格者のみ受けることができます。

4. 試験内容

試験区分	1次試験	2次試験
一般事務 土木技師 社会福祉士 保健師	○総合適性検査 *SC0A-A 基礎能力検査 （約60分／120問） 尺度：言語、数理、論理、常識、英語 *SC0A-B パーソナリティ検査 ／（約30分／240問） 気質累計、性格特徴、意欲・態度などを検査します。	○人物試験 主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。

5. 試験の詳細

試験内容	内 容
<u>総合適性検査</u> (SC0A 基礎能力)	◇ <u>基礎能力検査</u> は、基礎的な知的能力及び学力を「言語」「数理」「論理」「常識」「英語」から総合的に判断します。60分で120問出題されます。
<u>総合適性検査</u> (パーソナリティ検査)	◇ <u>パーソナリティ検査</u> は、気質類型・性格特性・意欲態度に加え、ストレス傾向などの把握する検査です。

◇テストセンターは全国に約350カ所ある試験会場でパソコン画面で出題、回答する試験方式で、受験者ご自身が希望されるテストセンター（会場）と日時を選択して受験します。

以下のサイトからテストセンター会場をあらかじめご確認ください。申込受付期間終了後の変更はできませんのでご注意ください。（申込受付期間中はエントリー完了後も修正は可能です。）



<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/>

6. 受験申込方法

申込受付期間	令和8年9月28日(月)8時30分～令和8年10月12日(月)17時00分まで
申込方法	●申込方法は、インターネットによる申込のみとなります。 パブリックコネクト (https://public-connect.jp/employer/91302) にアクセスしてお申込みください。西ノ島町ホームページの「職員採用試験情報」からサイトに飛ぶこともできます。
受験票の印刷	◆申込受付後5日以内に「採用試験予約のご案内」のメールを送信します。メールに表示されている URL より試験の予約を行い、受験をしてください。 ※試験希望日は余裕を持って設定してください。試験会場には、受験票を印刷してご持参ください。 ◆上記期間中にマイページにメッセージ及び受験票が表示されない場合は、必ず西ノ島町役場総務課人事職員係までご連絡ください。

7. 合格発表

西ノ島町役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

8. 合格から採用まで

- (1) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。
- (2) 合格決定後に最終学歴卒業証明書、職歴証明書(職歴がある場合)を提出していただきます。資格免許職は、該当する資格等の写しを提出していただきます。
- (3) 合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として、令和9年4月1日以降となりますが、採用日は相談に応じます。

(4) 初任給

初任給は、給与条例等に基づき支給します。職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じて加算された額が初任給となります。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当等の諸手当が支給されます。

(5) 採用後の引越し等に係る費用の補助金等について

合格者の人は、「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」を申請していただけます。

「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」

1. 引越し経費支援	UIターン者 ※転入後24ヶ月以内に法人に週32時間以上勤務する職員として就労し、3ヵ月以上継続して就労した者 ※同一世帯に支援対象者が2名以上いる場合は、1名のみを支援対象者とする。	町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費、引っ越し費用、車両運送費、家電購入取り付け費用）に対して支援 ●費用の合算額を上限15万円 ※要領収書
2. 就労継続支援	町内にある福祉事業所に初めて従事する以下の者 介護福祉士、介護支援専門員、看護師、作業療法士、理学療法士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士	町に移住し、法人に転入後2ヶ月以内に正規職員として就労した方を対象に就労継続支援金を助成。 支援金は法人に就労した月から満12ヵ月毎に12万円を交付し、支援金の上限は36万円。
3. 職場体験支援	法人が実施する職場体験に参加する者	町内の法人が実施する職場体験に参加するにあたって要する交通費と宿泊費の一部を助成 1. 交通費：町の規定により算出 2. 宿泊費：上限11,000円/泊（10泊まで） ※要領収書

9. 試験結果の開示

○口頭による情報提供

この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。電話やはがき等による請求では開示できません。

下記の必要書類をご持参のうえ、下記提供場所にお越しください。（要事前連絡）

提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験及び第2次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	各試験の合格発表日の翌日から1か月間	西ノ島町役場 総務課 人事職員係

【提供の求めができる人】

受験者本人（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）

【必要書類】

（受験者本人の場合）

本人確認書類（運転免許証、旅券、学生証、マイナンバーカード※等）

（法定代理人の場合）※すべて必要

・法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）

- ・法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証、マイナンバーカード※等）
 - ・受験者本人の同意を得ていることを証明する書類（様式任意）
- ※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類として利用できません。

○書面による開示請求

上記の提供場所に来所することが困難である場合や、口頭による情報提供の期間（各試験の合格発表日の翌日から1か月間）を過ぎてしまった後に開示を希望する場合は、請求書の提出により開示請求を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

10. その他

- （1）受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。また試験に際しての交通費は支給しません。
- （2）受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4
西ノ島町役場 総務課 人事職員係
TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683
E-Mail soumuka@town.nishinoshima.shimane.jp